

第5民 大竹たかし 裁判長 **6月3日は、客室乗務員裁判の判決日です。**
第24民 三輪和雄 裁判長 **6月5日は、パイロット裁判の判決日です。**

「地裁判決の取り消しを！」

第4弾座り込みの第4日目 第4弾座り込みの第4日目 第4弾座り込みの第4日目 第4弾座り込みの第4日目

これを読めばすぐにわかる！ JAL不当解雇を黙認した地裁判決の問題

2012年3月、東京地裁判決の問題点は？

JALは解雇当時、2010年度の目標利益を900億円も上回る1,580億円もの史上最高の営業利益を上げていました。165名の解雇によって見込まれるコスト削減は、当時2010年度の営業利益の僅か0.13%でした。解雇する必要がなかったことは、明白です。

ところが判決は、どんなに営業利益が上がっていても、会社更生手続きによる「事業規模の縮小に見合った人員体制」にするために解雇が必要だったと言います。このような、誰が見ても不合理な判決に対して、東京高裁では徹底的な反撃・追及が行われました。

高裁審理の到達点は？

地裁判決後に、新たに入手したデータを含め綿密な調査・分析に基づく確固とした証言によって、判決のいう「事業規模の縮小に見合った人員体制」の人数は、実は2010年12月の解雇の時点で、パイロットでは110人、客室乗務員では78人も、超過達成されていた事実が明らかになりました。

これに対して会社は、具体的な数字を挙げて反論することが出来ませんでした。つまり会社は、165名解雇の必要性を証明出来ないことが明白となつたのです。では一体なぜ解雇したのか。その真の理由を私達は高裁で追及し解明しました。

繰り返しの信義則違反と不当労働行為、真の理由は？

実は、JALの会社更生手続きが開始されてから解雇まで、1年も経っていませんでした。この労使関係の経過の中に、解雇を仕組んだJALの労務政策の特徴が現れています。それは、重大な信義則違反と不当労働行為の連鎖・集中でした。

① JALは約束したはずの、解雇回避策を一切拒否しました。

更生計画の開始時点で管財人は、労組に対して「いきなり解雇はしない」と約束しました。ところが、突然「目標に達しなければ解雇する」と言って人選基準を提示しました。これは約束を破る重大な信義則違反です。

② 希望退職は回避でなく、退職強要だった。

JALは、狙いをつけたパイロットと客室乗務員の仕事を取り上げて無期限の自宅待機にしました。

③ 解雇の人選基準は著しい不合理。

安全運航に不可欠なベテランのパイロットや客室乗務員を年齢が高いことを解雇の理由にしたり、安全のために病気療養を保障するJAL自らの制度を無視しました。

④ 解雇手続きの著しい不合理。

JALは、人員削減にあたって誠意ある団体交渉などせずに解雇を急ぎました。また、労組が解雇撤回の争議権投票を始めると、これを管財人が嘘の脅しで介入・妨害をしました。（都労委で、不当労働行為と認定されています。）

JALと管財人による不当労働行為意思は明白！

当時のJAL経営陣の大西社長、田口副社長が管財人の代理人となり、JAL生え抜きの大村労務担当専務以下の主だったメンバーがそのまま残り、労務対策が行われたのです。

この解雇は、長年にわたって不当労働行為の労務政策の立案、実行に当たって来た本社労務部、人事労務担当者も残存した体制の下で、人間として譲れない要求を守り、運航の安全よりも企業利益を優先させる日航の政策を社会的に批判する、ものを言う労働組合、組合員を企業から排除することにあったのです。

高裁の審理を経て、この解雇の本質が解明されました。

【座り込み高裁】

5月15日 9時～14時 高裁前

【座り込み国交省】

5月27日 10時～15時 正面玄関前

5月28日 10時～15時 正面玄関前

【座り込み国会】

5月20日 10時～15時 衆・2議員会館前

5月21日 10時～15時 衆・2議員会館前

5月22日 10時～15時 衆・2議員会館前



《《JAL 不当解雇撤回裁判原告団》》

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル 航空連携付

JAL原告団

検索

Facebook/JALgenkoku



14年05月⑤号